

平成27年度

財政援助団体等監査結果報告書

三島市監査委員

三島市長 豊岡 武士 様

三島市監査委員 松岡 勇夫

三島市監査委員 石渡 光一

財政援助団体等監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を下記のとおり決定したので提出します。

記

1 監査の種類及び対象

(1) 財政援助団体の監査

ア 所在地	三島市梅名854番地の1
名称	三島市小中学校生徒指導連絡会
補助金の名称	児童生徒指導対策費補助金
所管課名	教育推進部 学校教育課

(2) 指定管理者の監査

ア 所在地	三島市川原ヶ谷（元山中）1169番地
名称	坂放課後児童クラブ実施委員会
対象施設	三島市坂放課後児童クラブ
所管課名	社会福祉部 子育て支援課

イ 所在地	三島市谷田141番地の1
名称	三島函南農業協同組合
対象施設	三島市北上高齢者すこやかセンター
所管課名	社会福祉部 長寿介護課

2 監査の期間

平成27年5月21日から平成27年6月3日まで

3 監査の方法

監査の実施に当たっては、財政的援助を与えているもの及び公の施設の管理を行わせているものに係る出納その他の事務について、関係書類の調査及び担当職員等からの事情聴取を行った。

4 監査の範囲

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で、財政的援助に係るもの及び公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行について監査した。

5 監査の結果

指定管理業務委託及び財政援助に係る収入支出事務について、各規程、決算書、現金出納簿等関係書類を調査した結果、市からの委託料、補助金は確実に収納されており、支出事務はその目的に従って行われ適正に処理されているものと認めた。

当該監査結果における指摘事項及び意見・要望は、次のとおりである。

(1) 三島市小中学校生徒指導連絡会

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

ア 補助金の各校への配分については、各学校の児童生徒指導活動の実情に応じて弾力的な配分を行うなどにより、効果的な活用を検討されたい。

(2) 坂放課後児童クラブ実施委員会

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

ア 地域による放課後児童クラブの運営という先進的な取組みと、柔軟性に富んだ運営方針により利用者の満足度が高いことが評価できる。

イ 対象児童の定め及び利用料金の承認手続き等については、適切な事務手続きを要望する。

(3) 三島函南農業協同組合

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

ア 施設利用申請に係る一連の手続きについては、適切な文書事務に努められたい。

イ 現在、施設を利用している者の固定化が見られるため、モニタリング等の利用者分析やより魅力的な教室の開催、幅広い広報活動等を行うことにより、新たな利用者の増加を図られたい。

各団体の監査の概要は、次のとおりである。

(1) 三島市小中学校生徒指導連絡会

ア 概要

当該団体は、各学校における児童生徒の非行・不登校対策や、校外指導及び防犯対策などへの対応にあたり、情報共有、対応策の協議、指導方法の研修などを行うことによって、児童生徒への教育的指導の充実を図ることを目的とする。

当該団体の組織は、次のとおりである。

役員 会長1名、副会長1名、監事1名

委員 21名

イ 市の補助金支出の状況

補助金名称	支出金額	補助金の使途又は目的
児童生徒指導対策費補助金	1,000,000円	不登校児童・生徒の対策や校外指導、学校間の連絡調整等の推進を図り、学校内外の教育的指導の充実に寄与するため、事業費を補助する。

児童生徒指導対策費補助金の財源内訳は、すべて一般財源である。

(2) 坂放課後児童クラブ実施委員会

ア 概要

当該団体は、平成15年度に公募による選定で当該施設の指定管理者として指定を受け平成16年度から平成18年度までの3年間管理運営を行った。

平成19年度から平成21年度までの3年間と平成22年度から24年度までの3年間は、当該施設の指定管理の目的が達成されていることから、三島市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条（公募によらない選定）第1項の公共的団体であることを理由に、非公募により指定管理者候補に選定され議会の議決を経て指定された。

その運営方針は地域の特色を活かした柔軟性に富んだ内容とされており、平成24年9月の保護者へのアンケートにおいて運営に対する全般的な満足度に対する回答は、満足である回答が96%を占めている。

イ 指定管理者の指定に係る手続き

日 付	内 容
平成 24 年 6 月 5 日	坂放課後児童クラブ指定管理者の指定の更新手続き（非公募の確定）
平成 24 年 8 月 21 日	第 1 回三島市指定管理者審査委員会 非公募要項、業務仕様書、選定基準（採点表）の検討
平成 24 年 8 月 24 日	非公募要項、業務仕様書、選定基準（採点表）の確定
平成 24 年 8 月 27 日	坂児童クラブ実施委員会への非公募要項及び業務仕様書の配布
平成 24 年 9 月 3 日	坂放課後児童クラブの現地視察
平成 24 年 9 月 14 日	坂児童クラブ実施委員会からの申請書類受付
平成 24 年 9 月 27 日	三島市指定管理者審査委員会 審査委員による仮審査
平成 24 年 10 月 11 日	第 2 回三島市指定管理者審査委員会 ヒアリング審査、総合審査、指定管理者候補者の選定
平成 24 年 11 月 27 日	平成 24 年三島市議会 11 月定例会にて平成 24 年議第 80 号「公の施設の指定管理者の指定について」議決、同日付けで指定管理者指定通知書にて通知

ウ 市の委託料等支出の状況

委託料名称	支出金額	備 考
坂放課後児童クラブ委託料	2,300,000 円	債務負担行為(H25-H29) 11,500,000 円
	5,000 円	同委託料に係る消費税増税に伴う増額分
合 計	2,305,000 円	

(3) 三島函南農業協同組合

ア 概要

当該団体は、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づく法人であり、平成5年4月1日にJA三島とJA函南が合併し、設立された。主に組合員に対する農業経営、農業技術等の指導や組合員の生産物の運搬、加工、販売等を行うほか、共済、医療、老人福祉等に関する施設の管理を行っている。

平成18年度から現在までの間、対象施設の指定管理業務を請け負っている。

イ 指定管理者の指定に係る手続き

日付	内容
平成24年9月14日	三島市へ指定管理者指定申請書提出
平成24年10月12日	三島市指定管理者審査委員会によるヒアリング、総合審査、選定
平成24年10月22日	選考結果通知 優先候補者：三島函南農協協同組合 574点 第2順位候補者：該当なし
平成24年11月2日	三島市北上高齢者すこやかセンターの管理に関する仮協定書締結
平成24年11月27日	平成24年三島市議会11月定例会にて平成24年議第81号「公の施設の指定管理者の指定について」議決、同日付けで指定管理者指定通知書にて通知

ウ 市の委託料等支出の状況

委託料名称	支出金額	備考
北上高齢者すこやかセンター指定管理委託料	8,760,000円	債務負担行為(H25-H29) 44,000,000円
	250,000円	同委託料に係る消費税増税に伴う増額分
合計	9,010,000円	